

下水道事業

ー受益者負担金や下水道使用料が決まりましたー

このたび、都留市下水道条例が制定されましたので、その概要についてお知らせいたします。平成16年4月より下水道が一部供用開始となります。今回供用開始が行なわれ下水道の使用が可能となる区域は田野倉・小形山・大原・井倉(九鬼)・川茂・古川渡・四日市場(富士見台・月見ヶ丘)・上谷・田原の各一部を予定しております。今後、下水道を使用される区域では説明会を開催し、使用者の皆さんへのお願いやご協力をいただくことなどがありますので宜しく願いいたします。



受益者負担金制度

下水道が完備すると浄化槽なしで水洗トイレの使用が可能になり、台所、風呂、トイレなどの排水は衛生的に排除でき家中はいつも快適になります。

しかし、下水道事業は下水道管の布設や圧送ポンプ、終末処理場などの建設に莫大な費用と長い年月を要します。そして道路や公園と異なり、下水道の整備によって利益を受ける人は下水道のできた地域の人だけに限られる施設です。

したがって、下水道の整備によって利益を受ける方々に建設費の一部を負担していただき、負担の公平を図るとともに、下水道の建設を促進していくというのが「受益者負担金」の制度で、一度限り賦課されるものです。

受益者とは・・・

下水道の排水区域内に建築物が存する土地所有者または権利者が受益者となり、また受益者負担金は、水道メーターの数及び口径により賦課されることとなります。ただし、井戸水のみを使用や、水道と併用している場合にも受益者負担金はかかります。

負担金の額は・・・

〔受益者負担金〕

水道加入口径	金額
20mm以下	130,000円
25mm以上～40mm未満	210,000円
40mm以上	520,000円

納付方法
受益者負担金は、4年16期の分割にて納付していただきます。年4回、最長4年間で16回に分けて納付していただく分割納付と、3年分あるいは残り2年分以上、残り1年以上の負担金をまとめて納めていただく一括納付があります。

受益者負担金を一括にて納付すると、報奨金が交付されます。詳しくは左記をご覧ください。

《一括納付報奨金》

賦課通知後に受益者負担金を一括にて納付された場合には、最高28%の報奨金が交付されます。

◎賦課通知後の第1回目の納期で

- 全額を一括納付した場合・・・報奨率 28%
- ◎残り3年以上を一括納付した場合・・・報奨率 21%
- ◎残り2年以上を一括納付した場合・・・報奨率 14%
- ◎残り1年以上を一括納付した場合・・・報奨率 7%
- ◎年度一括納付した場合・・・報奨率 7%

〔一括納付報奨金交付率〕

区分	第1期	第2期	第3期	第4期
1年目	28%	21%	21%	21%
2年目	21%	14%	14%	14%
3年目	14%	7%	7%	7%
4年目	7%	0%	0%	0%

(注) 1年目とは供用開始された年度をさします。

〔全額一括納付報奨率(28%)による金額〕

水道加入口径	金額	報奨率	報奨金額	差引納付額
20mm以下	130,000円	28%	36,400円	93,600円
25mm以上～40mm未満	210,000円		58,800円	151,200円
40mm以上	520,000円		145,600円	374,400円

〔受益者負担金の納期〕

負担金の納期	
第1期	7月1日から同月31日まで
第2期	9月1日から同月30日まで
第3期	11月1日から同月30日まで
第4期	1月4日から同月31日まで